

七尾市建設工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、七尾市が契約する建設工事（以下「工事」という。）の検査に関し、七尾市建設工事検査要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は次の各号に掲げるものとする。

(1) 既済部分検査

ア 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分の出来形部分並びに工事現場に搬入済の工事材料（工場製作に係る既済部分を含む）を確認するための検査。

イ 設計図書において、工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、工事の指定部分の完成（完済部分）を確認するための検査。

ウ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更を行うための出来形確認。

エ 天災その他不可抗力により生じた場合の損害額確認。

オ 契約を解除するときの出来形確認。

(2) 中間検査

設計図書に指定した箇所、又は適正かつ円滑な工事施工に資するために、工事途中において、所管課長が必要と認めたときに当該部分の工事の出来形等を確認するための検査。

(3) 完成検査

工事の完成を確認するための検査

(検査員)

第3条 検査員は、次の者とする。

500万円未満の請負工事	500万円以上の請負工事
工事を所管する課長（以下「所管課長」という。） 又は所管課長が指定した所属職員	監理課工事検査室長（以下「工事検査長」という。）

2 検査員は次表に該当する場合とする。

	500万円未満の請負工事	500万円以上の請負工事	提出方法
既済部分検査	所管課長が出来形検査を行う。	工事検査長が出来形検査を行う。	500万円以上の請負工事については、検査（既済・中間・完成）依頼書を工事検査長に提出するものとする。
中間検査	所管課長が中間検査を行う。	工事検査長が中間検査を行う。	
完成検査	所管課長が完成検査を行う。	工事検査長が完成検査を行う。	

(検査の依頼)

第4条 所管課長は、前条の規定にかかわらず特に必要と認めた検査を工事検査長に依頼することができる

(兼職の禁止)

第5条 監督員は、その工事の検査員となることができない。ただし、市長より委任された権限にかか

わる検査についてはこの限りでない。

(検査員の心得)

第6条 検査員は要綱第4条に定める厳正かつ公平な態度を保持するとともに、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 検査員は、契約書、設計図書及びその他の関係書類により、当該工事の実態を把握するとともに、監督員から工事の施工状態、監督の状況等を聴取しておかなければならない。

(検査技術基準)

第7条 検査員は別に定める七尾市土木工事検査技術基準に基づき検査を行うものとする。

(検査の通知)

第8条 検査員は、あらかじめ監督員を通じて受注者に検査の日時、その他必要な事項を通知するものとする。

(検査の立会い)

第9条 検査員は、完成検査、既済部分検査及び中間検査の実施にあたっては、要綱第6条に掲げる者を立ち合わせるものとする。

(検測等)

第10条 検査の測定及び試験（以下「検測等」という）は、次の各号に十分留意するものとする。

(1) 検測等に使用する機械器具は、整備点検したものを使用する。

(2) 検測等は、極力誤差をなくする。

(破壊検査)

第11条 検査員は、破壊検査を実施するにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 検査員は、破壊検査を行うとき、あらかじめ破壊検査箇所を指定し、受注者に検査の準備をさせるものとする。

(2) 破壊検査箇所の復旧は、検査終了後直ちに受注者に行わせるものとする。

(3) 前号の場合において、検査内容が把握できる写真、及び復旧の確認ができる写真を受注者に撮らせ、当該復旧後直ちに提出させるものとする。

(検査の復命)

第12条 検査員は、検査の結果をすみやかに工事を所管する部長（以下「所管部長」という。）に報告するものとする。

2 検査の復命は、次の各号により行うものとする。

(1) 既済部分検査

ア 工事既済部分検査復命書による。なお、既済部分検査復命書には、工事出来形検定書を添付することとする。

イ 天災その他不可抗力による損害額の確認には、災害状況（損害）確認報告書による。

(2) 中間検査

中間検査復命書による。なお、中間検査復命書には、検査の要点を記載した中間検査調書を添付することとする。

(3) 完成検査

工事完成検査復命書による。なお、工事完成検査復命書には、検査の要点を記載した工事完成検査調書を添付することとする。

(検査上の措置)

第13条 要綱第8条による報告は、次により行うものとする。

- (1) 完成検査は、修補報告書に記載するものとする。
- (2) 中間検査は、中間検査調書に記載し中間検査復命書に添付するものとする。

(完成検査に係る修補の指示)

第14条 修補報告書は、所管部長に提出しなければならない。

- 2 所管部長は、修補報告書により修補を指示する必要があると認めたときは、所管課長に修補通知書を送付するものとする。
- 3 所管部長は、所管課長を経由で修補指示書により受注者に通知するものとする。
- 4 所管課長は、修補完了の期限の指定には、受注者と協議するものとする。
- 5 所管課長は、修補完了届を受理したとき、これを確認し修補完了した報告を所管部長に行うものとする。
- 6 所管部長は、修補完了の報告があったとき、再検査を行わせるものとする。
- 7 所管課長は、検査員の再検査の結果を所管部長に報告するものとする。

(中間検査に係る指摘及び手直しの指示)

第15条 所管部長は、第13条第1項第2号の報告があった場合直ちに受注者に中間検査結果通知書により手直しの指示を通知するものとする。

- 2 所管部長は、監督員より前項の中間検査手直し完了報告書が提出されたときは、検査員を任命し、再検査を行わせるものとする。
- 3 検査員は、再検査を行ったときは、すみやかに、中間検査の手直し検査復命書を提出するものとする。

(工事成績の評定)

第16条 工事成績の評定は、別に定める「七尾市工事成績評定要領」により、評定者はそれぞれ独立して評定するものとする。

ただし、第一次及び第二次評定者は、検査前に評定しておくものとする。

- 2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

(工事成績評定の除外)

第17条 契約金額が130万円以下の評定は省略するものとする。

(完成検査結果の通知)

第18条 第12条第2項第3号の検査復命を受けたとき所管課長は、工事完成結果通知書により、完成検査の合否を受注者に通知するものとする。

(中間検査結果の通知)

第19条 第12条第2項第2号の検査復命を受けた所管課長は、中間検査結果通知書により、検査の結果を受注者に通知するものとする。

(検査の指示等)

第20条 所管部長は、検査員が検査をする場合において、特に留意することがあるときは、あらかじめ検査員に指示するものとする。

(検査の中止)

第21条 検査員は検査の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、ただちに所管部長に報告し、その指示を受けるものとする。

- (1) 受注者又はその代理人若しくはその使用人が検査を妨害したとき。

(2) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違しているとき、又は工事の施工結果に重大な欠陥を認め
たとき。

(3) 前項に定めるもののほか、検査の実施が困難になったとき。

(検査復命書写しの送付)

第22条 所管課長は、執行工事に係る検査復命書の写しを監理課長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。